

2018年6月4日

国民民主党

共同代表 大塚 耕平 様

共同代表 玉木 雄一郎 様

U A ゼンセン
会長 松浦 昭彦

要 請 書

U A ゼンセンでは、働く立場からの意見・提言として、「2019年度 U A ゼンセン 重点政策」（別冊）を取りまとめました。

働き方改革により労働参加率を高め、人への投資を強化し生産性を高めていくことが必要です。また、財政の健全化に向け、経済成長を促進するとともに、税と社会保険料の役割を整理し、能力に応じて適切な負担を行うしくみをつくることも必要です。

さらに、持続可能な世界を次世代に残すために、21世紀の少子高齢社会のリスクへの対応を総合的に行いながら、持続可能な開発目標（SDGs）への取り組みを広く共有し、積極的に取り組みに参画することも重要です。

U A ゼンセンが中期ビジョンで掲げている、一人ひとりが人間らしく心豊かに生きていく持続可能な社会を目指し、2019年度予算概算要求に向けて要望いたします。

「2019年度UAゼンセン重点政策」における当面の課題（別冊抜粋）

持続可能な経済成長に向けて

① 財政再建の着実な遂行

将来世代へ困難な財政課題の先送りをしないよう、中期的な目標を立て財政再建を着実に進める。その際、政府から独立した組織が策定する客観的な見通しを前提にした政策立案を行う。

日本の財政は、毎年度の歳出のうち3分の1以上を借金に依存している。2017年末の借金の残高（一般政府債務残高）は対GDP比で250%を越え、国際的にも歴史的にも例外的な状況となっている。借金の対GDP比の拡大が続けば、いつかは経済財政に大きな混乱をもたらす可能性がある。借金の対GDP比の抑制のためには経済成長が不可欠ではあるが、それだけでは実現できない可能性が高い状況にある。2019年10月予定の消費税増税分の用途を変更することや、累次の補正予算を組むことに関し、政府の説明は不十分である。政府は、2020年度までのプライマリーバランスの黒字化目標を延期したが、早急に中期の目標を立て、その目標に向け、着実に実行していく必要がある。財政規律維持のため、財政計画作成や財政運営の監視にかかわる第三者機関等の設置が必要である。

中小企業の支援強化

② 中小企業のIoT導入支援

中小企業に対するIoT導入の支援を強化する。具体的には「地方版IoT推進ラボ」や「スマートものづくり応援隊」の拠点増加を推進する。

IoTやビックデータを活用し、サプライチェーン間の物流データの情報共有を推進すれば、生産・在庫の効率化が達成でき、また市場データの共有ができれば、新たな販路開拓の可能性が広がる。

サプライチェーンをIoTで繋げていくことが必要であるが、大企業と中小企業のIoT導入の格差が大きいと、その実現は難しい。地方版IoT推進ラボの活用や「スマートものづくり応援隊」の設置など、中小企業経営者に対する地域でのIoTビジネス創出支援が重要である。

③ 公正取引の推進

独占禁止法や下請法等の運用強化、大規模小売業告示や下請ガイドラインの周知徹底を行う。また、下請けGメンの増員を通して取引の実態把握を進め、不公正な取引慣行の改善を推進する。

取引慣行の改善には業界団体が策定した「自主行動計画」が各企業において実施されることが必要であるが、立場の弱い中小の下請け企業は、取引慣行の改善を発注元に提言しにくい状況もある。中小企業庁では、取引調査員（下請Gメン）を配置して下請中小企業を訪問しているが、自主行動計画を進めている業界の企業約7千社に対し、下請Gメンは全国で80名規模に留まる。下請けGメンの増員をはかり取引の実態把握ならびに不公正な取引慣行の改善を強く進めるべきである。①優越的地位の濫用行為について、小売業者などに適正な改善と法令遵守の徹底をはかるよう指導すること、②優越的地位の濫用等の行為に対する告発者の保護と報復行為が行われないよう監視を徹底すること、③大規模小売業告示について、小売業者のみならず納入業者にも周知を徹底することが求められる。

納得できる税制の推進

④ わかりやすい税制決定の促進

税制の中期的な方向性、単年度の改正内容の決定過程の透明化をはかり、ホームページ等で広く国民に周知する。

政府の税制調査会で単年度の具体的な改正内容は答申されていない。一方で、与党の税制調査会が毎年12月頃に発表する「税制改正大綱」が単年度の税制改正に大きな影響を与えていると指摘されている。しかし、その論議内容は公開されていない。政府として、税制の中期的な方向性、単年度の改正内容の論議を行い、その過程を広く国民に公開することで、税制への理解を促進していく必要がある。

⑤ 課税所得捕捉の強化

課税所得を適切に捕捉し働き方に応じて公平な税負担となるしくみの構築を行う。

2018年度税制改正では、高所得の会社員に負担増を求め、自営業者やフリーランスの所得税を軽減することとなった。しかし、所得捕捉に関する透明性が高い給与所得者に比べて、事業所得や農業所得の透明性が低い、いわゆる「クロヨン問題」の解決はしていない。税の大原則は公平・中立・簡素であり、所得の捕捉率を可能な限り高くし、働き方に応じて税負担が公平となるしくみを構築することが必要である。

⑥ 租税回避行動の防止強化

グローバル企業の租税回避を防止し、国内外企業の租税負担のバランスをとるため、「平衡税」導入の検討の場を早急に設ける。

各国が税率引き下げ競争を繰り広げる中、多国籍企業はグローバルに節税をはかり、シェアを伸ばしている。国内企業は、多国籍企業に比べ競争上不利となり、また、税収確保のため、

個人への増税につながる恐れもある。

経済協力開発機構（OECD）において、「税源浸食および利益移転を防止するための租税条約関連措置を実施するための多数国間条約（BEPS 防止措置実施条約）」が日本を含む 67 カ国・地域により署名（2017 年 6 月 7 日）された。日本でも第 196 回通常国会にて批准（予定）している。しかし、条約は留保を付することが可能なため、適用関係などが複雑なものになる。さらに、米国は条約に未署名であり、日米租税条約（二国間条約）を改定しないと、アマゾンなど米系企業関係には適用できない。

こうした流れの中、経済協力開発機構（OECD）は、新たに電子商取引に対する課税強化案の中間報告（2018 年 3 月 16 日）をまとめた。店舗や工場を持たなくても課税することや、国内企業との税負担バランスを取る「平衡税」※の導入を検討するとしている。EU は、国際的なルールづくりが遅れば先行的に「平衡税」を導入するとしており、日本においても早急に「平衡税」導入等に関する検討が必要である。

雇用安定の強化

⑦ 外国人労働者の労働環境の整備

外国人労働者が安心して働くことができるよう、相談・支援体制を強化する。多言語ポータルサイトを設置し、適法な就労条件、相談窓口、日本語教育、各種生活支援等の周知をはかるとともに、来日前に確認すべき事項、実際に起きている問題等の注意喚起等も行う。現状は定住外国人を対象としている「外国人就労・定着支援研修」による日本語教育を拡大強化し、技能実習生等も研修を受けられるようにする。

外国人労働者数は約 128 万人で、前年同期比で 20 万人弱（18.0%）増加し、過去最高を更新した（厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ 平成 29 年 10 月末現在）。永住者等は 46 万人、留学生 26 万人、技能実習 26 万人、専門的・技術的分野が 24 万人となっている。外国人労働者に関しては、在留資格別に就労条件が異なり、また、労働・生活面での課題もさまざまである。留学生は原則週 28 時間以上就業できないが、その違反での摘発が行われている。技能実習生に対する労働法違反、失踪等の問題もある。法にもとづき安心して働く環境を整備することが日本人、外国人双方にとって重要であり、双方の利益になる。特に、日本語教育の機会を提供することは現在の労働や将来の国際交流にとっても有益である。

能力開発の推進

⑧ 在職中の能力開発の抜本的強化

有給教育休暇（短時間勤務）制度と教育費用支援、大規模公開オンライン講座、

セルフ・キャリアドック等を組み合わせ、在職中に教育を受ける権利としくみを抜本的に強化する。

グローバル化や第4次産業革命が進み、技術や社会の変化が早まるとともに、職業生活期間が長期化し、変化に対応する技能を学ぶ重要性が高まっている。平成28年度能力開発基本調査では、学び直しの問題点として、仕事が忙しく余裕がないとの回答が1位となっている。在職中に、適切な教育を受けることができるよう、時間と費用の支援を強化していく必要がある。

社会保障機能の強化

⑨ 地域共生社会の周知と促進

行政や企業と連携し、住民が参加し地域の福祉的問題等を解決していく「地域共生社会」の実現に向け、改革の方向性および実現に向けた支援策を広く周知し、対応を進める。

近年、介護と育児の問題を同時に抱える人や高齢の親と働いていない子が同居する生活困窮世帯など、複合的な課題を抱える世帯が増えている。また、誰にも相談できないまま、地域から孤立して問題を深刻化させるケースが増加傾向にある。

このような問題を解決すべく厚生労働省が「地域共生社会」を掲げ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、『地域共生社会』の実現に向けて（当面の改革工程）（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）にもとづいて、その具体化を進めている。

今後の日本の社会保障の基盤となるものであるが、その方向性が関係者に十分共有されていない。改革の方向性および地域の動きを後押しする具体的な支援策について、広く国民に周知し、関係各層における取り組みを進めていく必要がある。

健全な消費社会の育成

⑩ 悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化

「サービス等を提供する側と受ける側が共に尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による一般常識を超えた不当な要求や異常な態様の要求行為等の悪質クレーム（迷惑行為）の抑止・撲滅を推進する。悪質クレーム（迷惑行為）から労働者を守るために事業者に対し講ずべき措置を義務付ける法律を定めることや、悪質クレーム（迷惑行為）の実態調査、対策の研究、倫理的な消費行動をうながすための啓発活動が必要である。

消費者からの苦情については真摯に受け止め対応する必要があるものの、人格を否定する暴言や同じ内容を何回も繰り返すクレーム、長時間拘束や土下座による謝罪の要求、威嚇・居座り等、明らかに一般常識を超えた悪質クレーム（迷惑行為）が深刻な問題となっている。この

ようなクレームは働く者に大きなストレスを与え精神疾患を招く（※）だけでなく、働く魅力を阻害し働き不足を招くこと、販売機会のロスや対応コストの負担により賃金の源泉となる企業利益を損なうことも懸念される。

この問題は、流通・サービス産業にとどまらず、人と接するあらゆる産業において起こっている社会的な問題であり、その抑止・撲滅に向けて法制化をはじめとする対策を早期に講じることが必要である。

※：別冊 悪質クレーム対策（迷惑行為） アンケート調査分析結果

受動喫煙防止対策の強化

⑪ 働く者に配慮した受動喫煙防止対策の強化

国民全体の健康確保・増進と労働者保護のため、食事を提供する場については、原則全面禁煙とする。空間分煙（店舗などの飲食スペースを空間的に分ける）についても禁止とする。

労働者保護の観点からの職場における受動喫煙対策については、労働安全衛生法の改正（2014年6月25日甲府）によって職場の「受動喫煙防止対策」が事業者の努力義務となったこともあり、厚生労働省の指針などを踏まえた対策が近年着実に進展してきている。しかし、顧客に相对しながらサービスの提供を行う外食産業などの現場においては、その取り組みが極めて遅れている状況にある。

第196回通常国会で望まない受動喫煙の防止をはかるため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止する健康増進法が審議されている。成立すれば、2020年4月から施行される。しかし、飲食店については経過措置として既存の小規模店に対する例外が認められている。これでは、労働者の受動喫煙は防げない。国民全体の健康確保・増進と労働者保護のため、公正かつ実効性のある受動喫煙対策が必要である。

住民参画による地方議会、行政の推進

⑫ 適正規模の基礎自治体の確立と自治体間連携の促進

住民サービスの維持と適正な行政能力の確保のために適正規模の基礎自治体の形成と連携中枢都市圏等のネットワークを促進する。

国土交通省の国土形成計画（2015年8月）、総務省の「連携中枢都市圏構想」、そして、「まち・ひと・しごと創生本部」の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」はいずれも、人口減少化における活力ある地方社会をめざすものである。それらの施策を推進していくためには、適正な行政能力の確保ができる適正規模の基礎自治体が重要である。また、広域行政圏のあり方（都道府県、道州制等）について幅広く検討を進めていく必要がある。